

## 本宮市農業委員会 令和2年10月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月22日（木）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員

農業委員会委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 渡邊 謙輔 | 2 番 遠藤 政幸 | 3 番 國分 政利 |
| 4 番 伊藤 隆一 | 5 番 石橋 廣基 | 6 番 三瓶 和彦 |
| 7 番 渡邊 善幸 | 8 番 三瓶 修藏 | 9 番 渡辺 喜一 |

農地利用最適化推進委員

- |            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 2 番 川名 和弘  | 3 番 遠藤 栄太郎 | 4 番 國分 政彦   |
| 6 番 阿部 修司  | 7 番 佐藤 一徳  | 8 番 遠藤 正任   |
| 9 番 國分 保   | 10 番 大内 俊之 | 11 番 佐々木 清忠 |
| 12 番 佐藤 博衛 |            |             |

4. 欠席委員 推進委員1番 國分 隆一 委員 推進委員5番 遠藤 俊雄 委員
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係主事 弓田 周平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、推進委員1番 國分隆一委員、推進委員5番 遠藤俊雄委員であります。遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会10月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員5番 石橋廣基 委員 農業委員6番 三瓶和彦 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p> <p>農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p>

	( 7 番 渡邊善幸 委員 )
農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、渡邊善幸です。今回は、石橋廣基委員、國分政彦委員、國分保委員で調査を実施しました。</p> <p>去る 10 月 12 日 ( 月 )、午後 1 時 30 分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと 1 件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第 54 号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、「本宮第 1 保育所施設整備が 1 件」です。</p> <p>土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告とします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、9 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いただきます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>9 月定例会許可分は、9 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。</p> <p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番 1 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p>
	( 4 番 伊藤 隆一 委員 )
伊藤 隆一委員	<p>議案第 53 号件番 1 について、10 月 8 日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>なお、現地調査に同行しました阿部修司委員から、報告することはありますか。</p>
	(なし)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p>
	(質疑)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 2 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	( 5 番 石橋 廣基 委員 )
石橋 廣基委員	議案第 53 号 件番 2 について、10 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を國分保委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	なお、現地調査に同行しました國分保委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議はありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 3 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	( 8 番 三瓶 修藏 委員 )
三瓶 修藏委員	議案第 53 号 件番 3 について、10 月 12 日に現地調査及び申請内容の確

	<p>認を遠藤正任委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>なお、現地調査に同行しました遠藤正任委員から、報告することはありますか。</p>
	(なし)
会長 渡辺喜一	<p>それでは議案に対する質疑を行います。</p>
	(質疑)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、件番 4 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p>
	( 6 番 三瓶 和彦 委員 )
三瓶 和彦委員	<p>議案第 53 号件番 4 について、10 月 13 日に現地調査及び申請内容の確認を大内俊之委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 4 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>なお、現地調査に同行しました大内俊之委員から、報告することはありますか。</p>
	(なし)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p>
	(質疑)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p>

	議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 54 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 54 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 54 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 10 月定例会を閉会いたします。

令和2年10月22日  
(閉会午後2時00分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

---

議席5番委員 渡辺 善幸

---

議席6番委員 三瓶 収蔵

---